

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月15日
【中間会計期間】	第20期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
【英訳名】	M&A Capital Partners Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 村 悟
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6770-4300 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 下 田 奏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6770-4304 (直通)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 下 田 奏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 中間連結会計期間	第20期 中間連結会計期間	第19期
会計期間	自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日	自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日	自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日
売上高 (千円)	7, 247, 510	11, 466, 734	19, 166, 533
経常利益 (千円)	1, 668, 230	4, 251, 605	6, 380, 639
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	1, 113, 195	2, 877, 126	4, 464, 468
中間包括利益又は包括利益 (千円)	1, 112, 835	2, 028, 190	4, 625, 636
純資産額 (千円)	36, 959, 654	41, 231, 409	40, 409, 755
総資産額 (千円)	42, 381, 447	49, 083, 462	47, 139, 913
1 株当たり中間(当期) 純利益 (円)	35. 05	90. 59	140. 58
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益 (円)	34. 55	89. 22	138. 64
自己資本比率 (%)	86. 0	82. 9	84. 7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	217, 184	4, 910, 321	3, 844, 291
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△50, 382	△46, 246	△2, 680, 830
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1, 269, 518	△1, 140, 632	△1, 270, 175
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	34, 152, 012	38, 870, 722	35, 146, 881

(注) 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

①マーケットの状況

当社のグループ会社である㈱レコフデータが集計し公表している統計データによると、国内企業が関係し公表されたM&A件数は、2024年（1－12月）の期間において、4,700件（前年同期比17.1%増）と過去最多を更新しております。2025年（1－3月）の期間においても、1,171件（前年同期比0.3%増）とこちらも過去最高を更新し、引き続き国内企業に関わるM&Aニーズは高いものと考えられます。

この他にも、中小企業庁が2023年3月16日に公表した資料「M&A支援機関登録制度実績報告等について」では、2021年度（2021年4月－2022年3月）の1年間に成約に至った中小M&Aの件数は3,403件と報告されております。また、中小企業庁のM&A支援機関登録制度ホームページ（<https://ma-shienkikan.go.jp/>）内の「登録支援機関を通じた中小M&Aの集計結果」によると、2022年度の中小M&Aの件数は4,036件、2023年度の中小M&Aの件数は4,681件と報告され、増加傾向がみられております。

これらのデータをふまえ、経営者の高齢化による事業承継ニーズを背景とする国内の中堅・中小企業のM&A案件数は引き続き増加し、今後も当面の期間にわたり堅調なニーズが続くと考えられます。

一方、拡大する未上場の中堅・中小企業のM&Aマーケットへの急激なM&A仲介会社の新規参入が相次いだ結果、不適切なM&A助言によるトラブルが発生しており、産業として定着したM&A仲介業界において課題ともなっております。中小企業庁は2024年8月30日に「中小M&Aガイドライン(第3版)」を公開し、仲介会社等に対して多面的な知識や総合的なスキル、高い職業倫理を備えるよう強く求め、2025年1月より、M&A支援機関登録制度に登録する全ての事業者において、同ガイドラインが適用されました。

このような中、当社グループでは定期的かつ多頻度な教育機会を設け、ガイドラインの適切な理解を含むM&Aに必要な専門知識の獲得のための教育を徹底しており、これらの取り組みは賞与制度にも紐づいた緊張感のある教育制度として定着しております。また、売り手と買い手で同様の報酬体系とする顧客本位の報酬体系や、前述の教育制度といった高品質なサービスの提供を実現するための様々な取り組みを10年以上も続けております。その結果、難易度の高い大型案件等の豊富な実績へと繋がり、ノウハウに裏打ちされたブランドの形成にもつながる好循環が形成されることで、当社の競争優位性は一層高まるものと考えております。

事業活動の面では、成約までのプロセス全体のKPI管理の徹底や、妥協せず最優秀のコンサルタントを厳選採用する方針を貫くことを継続し、成約を積み重ねつつ他案件も獲得・進捗させる体制の定着を図り、成果がでております。また、採用面においても良好な進捗が見られております。引き続き、良質かつ豊富な案件の創出のため、これらの取り組みを徹底してまいります。

②当社グループの状況

当社グループの経営成績は、売上高は前年同期比4,219百万円（58.2%）の増加となる11,466百万円となりました。これは主に、大型案件が多数成約したことで平均成約単価が上昇し、売上高の押し上げ要因となったことによるものです。

売上原価は、賞与及び賞与引当金繰入額が増加したことを主な要因として、前年同期比1,258百万円（44.2%）の増加となる4,109百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、租税公課、広告宣伝費、支払手数料、通信費が増加したことを主な要因として、前年同期比391百万円（14.3%）の増加となる3,122百万円となりました。

その結果、営業利益は前年同期比2,569百万円（154.3％）の増加となる4,234百万円、経常利益は前年同期比2,583百万円（154.9％）の増加となる4,251百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比1,763百万円（158.5％）の増加となる2,877百万円となりました。

当社グループの成約案件状況、ならびに当社及び㈱レコフの成約案件状況の内訳は次のとおりとなります。

成約件数（連結）

分類の名称				前中間連結会計期間 (自2023年10月 1 日 至2024年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自2024年10月 1 日 至2025年 3月31日)	前年 同期比
グループ 全体	M& A成約件数		(件)	96	114	+18
	手数料 金額別	うち 1 件当たりの手数料 総額が 1 億円以上の件数	(件)	15	31	+16
		うち 1 件当たりの手数料 総額が 1 億円未満の件数	(件)	81	83	+2

成約件数（単体）

分類の名称			前中間会計期間 (自2023年10月 1 日 至2024年 3月31日)	当中間会計期間 (自2024年10月 1 日 至2025年 3月31日)	前年 同期比	
M&Aキャピタル パートナーズ(株)	M&A成約件数		(件)	88	107	+19
	手数料 金額別	うち 1 件当たりの手数料 総額が 1 億円以上の件数	(件)	14	31	+17
		うち 1 件当たりの手数料 総額が 1 億円未満の件数	(件)	74	76	+2

分類の名称			前中間会計期間 (自2023年10月 1 日 至2024年 3 月31 日)	当中間会計期間 (自2024年10月 1 日 至2025年 3 月31 日)	前年 同期比	
(株)レコフ	M&A成約件数		(件)	8	7	△1
	手数料 金額別	うち 1 件当たりの手数料 総額が 1 億円以上の件数	(件)	1	0	△1
		うち 1 件当たりの手数料 総額が 1 億円未満の件数	(件)	7	7	±0

なお、当社グループにおける報告セグメントはM&A関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

(流動資産)

流動資産は、前連結会計年度末と比較して2,947百万円（7.2％）増加し43,639百万円となりました。これは、現金及び預金が3,723百万円増加したことによるものです。

(固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末と比較して1,003百万円（15.6％）減少し5,444百万円となりました。これは主に、投資有価証券が時価の下落により1,237百万円減少したこと、商標権が16百万円及びのれんが96百万円、それぞれ償却処理のため減少したこと、繰延税金資産が451百万円増加したことによるものです。

(流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末と比較して1,144百万円（20.4％）増加し6,747百万円となりました。これは主に、未払法人税等が1,017百万円増加したことによるものです。

(固定負債)

固定負債は、前連結会計年度末と比較して23百万円（2.0％）減少し1,104百万円となりました。これは主に、役員賞与引当金が23百万円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末と比較して821百万円（2.0％）増加し41,231百万円となりました。これは主に、
その他有価証券評価差額金が投資有価証券の時価の下落により849百万円減少したこと、利益剰余金が親会社株主
に帰属する中間純利益の計上により2,877百万円増加したこと、配当金の支払いのために利益剰余金を取り崩した
ことにより1,270百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より3,723
百万円（10.6％）増加し38,870百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は4,910百万円（前年同期比4,693百万円増）となりました。これは主として、税
金等調整前中間純利益を4,412百万円計上したこと、売上債権の減少が862百万円あったこと、法人税等の支払い
が625百万円あったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は46百万円（前年同期は50百万円の使用）となりました。これは主として、有形
固定資産の取得による支出が27百万円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,140百万円（前年同期は1,269百万円の支出）となりました。これは主として、
配当金の支払額が1,269百万円あったことによるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分
析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更
はありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間において、研究開発活動は行っておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	95,520,000
計	95,520,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	31,759,000	31,759,000	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株であります。
計	31,759,000	31,759,000	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2025年5月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数がある場合は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当中間連結会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

第17回ストック・オプション

決議年月日	2024年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 41
新株予約権の数(個)※	4,134 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 413,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	2,410 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2026年1月1日 至 2029年12月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,410 資本組入額 1,205
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 新株予約権証券の発行時(2024年12月13日)における内容を記載しております。

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株

式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、2025年9月期及び2026年9月期の2事業年度における当社の売上高が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。
- ①2025年9月期の売上高が19,173百万円以上の場合：
行使可能割合 6分の1
 - ②2025年9月期の売上高が21,073百万円以上の場合：
行使可能割合 6分の1
 - ③2026年9月期の売上高が21,282百万円以上の場合：
行使可能割合 6分の1
 - ④2026年9月期の売上高が25,709百万円以上の場合：
行使可能割合 6分の1
 - ⑤2025年9月期及び2026年9月期の売上高の累計額が40,455百万円以上の場合：
行使可能割合 6分の1
 - ⑥2025年9月期及び2026年9月期の売上高の累計額が46,782百万円以上の場合：
行使可能割合 6分の1
- なお、上記の売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM&A仲介事業のセグメント売上高を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使出来るものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員（ただし、雇用期間の定めのない社員に限る。）であることを要する。ただし、（a）任期満了による退任または定年退職の後も継続して社員と実質的に同等の勤務時間、勤務日数の労働をしていると取締役会が認めた場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、または（b）（i）当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、（ii）当社が発行する株式について公開買付け（当社が自己株式の取得のために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。）が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは（iii）当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記(1)を満たしているときは、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記(1)の条件を満たさなければ行使することはできない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、行使の時点において満たされている上記(1)の行使可能割合の合計に基づき算出される、当該行使の時点で行使可能な本新株予約権（以下、「本行使可能新株予約権」という。）の全部又は一部を行使することができる。ただし、本行使可能新株予約権がないときは、この限りではない。
- (7) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行要項に定める下記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記３．に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
発行要項に定める下記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画またはそれら以外で当社の株式が上場廃止となる事由（以下、「上場廃止事由」という。）について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、かかる株主総会の承認日（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議の日）の前日において上記３．に定める行使条件を満たしている場合は、新株予約権者は、かかる合併契約に基づく合併、分割契約もしくは分割計画に基づく会社分割、株式交換契約に基づく株式交換もしくは株式移転計画に基づく株式移転の効力発生日の前日、または（上場廃止事由の場合については）上場廃止日の前日までに限り、本新株予約権を行使することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第18回ストック・オプション

決議年月日	2024年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 2
新株予約権の数（個）※	161 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 16,100（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,410 （注） 2
新株予約権の行使期間※	自 2026年1月1日 至 2029年12月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,410 資本組入額 1,205
新株予約権の行使の条件※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4

※ 新株予約権証券の発行時（2024年12月13日）における内容を記載しております。

（注） 1．付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株

予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、2025年9月期及び2026年9月期の2事業年度における当社子会社である㈱レコフの売上高が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

①2025年9月期の売上高が1,543百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

②2025年9月期の売上高が1,682百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

③2026年9月期の売上高が1,883百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

④2026年9月期の売上高が2,238百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

⑤2025年9月期及び2026年9月期の売上高の累計額が3,426百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

⑥2025年9月期及び2026年9月期の売上高の累計額が3,920百万円以上の場合：

行使可能割合 6分の1

なお、上記の売上高の判定においては、当社子会社である株式会社レコフの監査済みの損益計算書における単体売上高を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使出来るものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または従業員（ただし、雇用期間の定めのない社員に限る。）であることを要する。ただし、（a）任期満了による退任または定年退職の後も継続して社員と実質的に同等の勤務時間、勤務日数の労働をしていると取締役会が認めた場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合、または（b）

（i）当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、もしくは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うことが当社の取締役会で承認された場合、（ii）当社が発行する株式について公開買付け（当社が自己株式の取得のために行うものを除き、当該公開買付けの結果として親会社等または支配株主の異動が生じるものに限る。）が成立し、その決済の開始日が到来した場合、もしくは（iii）当社が発行する株式について、金融商品取引所が金融商品取引所の規則に従って上場廃止を決定した場合において、上記(1)を満たしているときは、この限りでない。

- (3) 上記(2)に関わらず、当社と新株予約権者の所属する当社関係会社における資本関係が解消された場合、当該解消された日の前日において上記(1)に定める行使条件を満たしていることを条件として、当該解消された日（当該日の時点で行使期間が到来していない場合には、行使期間の初日）から当該解消された日の6ヶ月後の応当日までに限り、本新株予約権を行使することができる。

- (4) 新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、

- 相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記(1)の条件を満たさなければ行使することはできない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - (7) 新株予約権者は、行使の時点において満たされている上記(1)の行使可能割合の合計に基づき算出される、当該行使の時点で行使可能な本新株予約権（以下、「本行使可能新株予約権」という。）の全部又は一部を行使することができる。ただし、本行使可能新株予約権がないときは、この限りではない。
 - (8) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
発行要項に定める下記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
発行要項に定める下記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画またはそれら以外で当社の株式が上場廃止となる事由（以下、「上場廃止事由」という。）について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、かかる株主総会の承認日（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議の日）の前日において上記3. に定める行使条件を満たしている場合は、新株予約権者は、かかる合併契約に基づく合併、分割契約もしくは分割計画に基づく会社分割、株式交換契約に基づく株式交換もしくは株式移転計画に基づく株式移転の効力発生日の前日、または（上場廃止事由の場合については）上場廃止日の前日までに限り、本新株予約権を行使することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年10月1日～ 2025年3月31日	—	31,759,000	—	2,916	—	2,905

(5) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中村 悟	東京都渋谷区	13,951,240	43.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,307,300	7.27
十亀 洋三	東京都港区	2,154,800	6.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,378,600	4.34
土屋 淳	東京都港区	729,600	2.30
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (港区港南2丁目15番1号)	670,125	2.11
CEPLUX - THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	31, Z. A. BOURMICH, L-8070, BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	628,300	1.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	450,000	1.42
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (千代田区大手町1丁目9番7号)	356,535	1.12
岡村 英哲	東京都中央区	345,300	1.09
計	—	22,971,800	72.34

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は、次のとおりであります。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,138,900株
- 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 623,600株
3. 2025年2月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社からそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券 の数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	631,859	1.99
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 ANGEL LANE, LONDON EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	△284,250	△0.90
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	957,900	3.02

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,738,800	317,388	—
単元未満株式	普通株式 19,900	—	—
発行済株式総数	31,759,000	—	—
総株主の議決権	—	317,388	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) M&Aキャピタルパート ナース(株)	東京都中央区八重洲二丁 目2番1号	300	—	300	0.00
計	—	300	—	300	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,146,881	42,870,722
売掛金	1,169,377	307,206
その他	375,386	461,091
流動資産合計	40,691,646	43,639,020
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	883,206	839,350
その他	191,012	181,505
有形固定資産合計	1,074,219	1,020,855
無形固定資産		
商標権	67,088	50,525
のれん	386,920	290,190
その他	87,907	76,813
無形固定資産合計	541,915	417,529
投資その他の資産		
投資有価証券	2,819,955	1,582,688
敷金及び保証金	794,288	734,898
繰延税金資産	1,199,437	1,650,931
その他	25,450	44,538
貸倒引当金	△7,000	△7,000
投資その他の資産合計	4,832,132	4,006,057
固定資産合計	6,448,266	5,444,441
資産合計	47,139,913	49,083,462
負債の部		
流動負債		
契約負債	1,063,746	1,136,818
賞与引当金	417,990	513,251
役員賞与引当金	253,077	46,011
未払金	2,677,044	2,573,383
未払法人税等	690,143	1,707,464
未払消費税等	162,087	423,837
その他	338,308	346,564
流動負債合計	5,602,397	6,747,331
固定負債		
退職給付に係る負債	83,965	91,795
賞与引当金	930,091	925,187
役員賞与引当金	54,870	31,525
その他	58,832	56,213
固定負債合計	1,127,760	1,104,722
負債合計	6,730,157	7,852,053

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2025年 3 月 31 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,916,189	2,916,189
資本剰余金	2,905,939	2,905,939
利益剰余金	33,959,708	35,566,490
自己株式	△353	△353
株主資本合計	39,781,483	41,388,265
その他の包括利益累計額		
其他有価証券評価差額金	162,813	△686,578
為替換算調整勘定	2,925	3,382
その他の包括利益累計額合計	165,738	△683,196
新株予約権	462,532	526,339
純資産合計	40,409,755	41,231,409
負債純資産合計	47,139,913	49,083,462

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	7,247,510	11,466,734
売上原価	2,850,597	4,109,487
売上総利益	4,396,913	7,357,246
販売費及び一般管理費	※1 2,731,504	※1 3,122,563
営業利益	1,665,408	4,234,683
営業外収益		
受取利息	1,172	17,652
雑収入	2,754	373
営業外収益合計	3,927	18,025
営業外費用		
支払利息	—	163
固定資産除却損	199	—
雑損失	905	940
営業外費用合計	1,105	1,103
経常利益	1,668,230	4,251,605
特別利益		
新株予約権戻入益	87,576	160,762
特別利益合計	87,576	160,762
税金等調整前中間純利益	1,755,806	4,412,368
法人税、住民税及び事業税	561,286	1,598,861
法人税等調整額	81,324	△63,619
法人税等合計	642,611	1,535,241
中間純利益	1,113,195	2,877,126
親会社株主に帰属する中間純利益	1,113,195	2,877,126

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
中間純利益	1, 113, 195	2, 877, 126
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△849, 392
為替換算調整勘定	△360	457
その他の包括利益合計	△360	△848, 935
中間包括利益	1, 112, 835	2, 028, 190
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1, 112, 835	2, 028, 190

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,755,806	4,412,368
減価償却費	180,675	168,100
のれん償却額	96,730	96,730
その他の償却額	16,528	16,562
固定資産除却損	199	—
受取利息	△1,172	△17,652
支払利息	—	163
売上債権の増減額 (△は増加)	△35,838	862,171
未払金の増減額 (△は減少)	△92,571	△101,554
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△36,026	90,356
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△210,571	△230,411
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△29,903	7,830
契約負債の増減額 (△は減少)	406,571	73,072
未払又は未収消費税等の増減額	57,278	243,580
その他	△191,325	△103,303
小計	1,916,382	5,518,013
利息の受取額	1,172	17,652
利息の支払額	—	△163
法人税等の支払額	△1,700,370	△625,181
営業活動によるキャッシュ・フロー	217,184	4,910,321
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△45,415	△27,918
無形固定資産の取得による支出	△3,369	△4,949
定期預金の預入による支出	△4,000,000	△4,000,000
定期預金の払戻による収入	4,000,000	4,000,000
敷金及び保証金の差入による支出	△2,801	△13,462
敷金及び保証金の回収による収入	1,204	84
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,382	△46,246
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	—	△2,164
新株予約権の発行による収入	—	131,292
配当金の支払額	△1,269,518	△1,269,760
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,269,518	△1,140,632
現金及び現金同等物に係る換算差額	△438	398
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,103,155	3,723,840
現金及び現金同等物の期首残高	35,255,168	35,146,881
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 34,152,012	※1 38,870,722

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	(千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	630,276	748,801
役員報酬	90,139	116,284
給料手当	169,607	193,055
賞与	79,228	84,282
賞与引当金繰入額	12,656	19,548
役員賞与引当金繰入額	5,970	22,666
採用費	98,357	118,625
地代家賃	556,136	560,791
支払手数料	321,874	396,013
減価償却費	165,998	153,505
支払報酬	91,483	106,793
退職給付費用	4,330	2,583

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	(千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	38,152,012	42,870,722
預入期間が3か月を超える定期預金	△4,000,000	△4,000,000
現金及び現金同等物	34,152,012	38,870,722

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,270,344	40.00	2023年 9 月30日	2023年12月25日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	1,270,344	40.00	2024年 9 月30日	2024年12月23日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年 9 月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	2,819,871	2,819,871	—
資産計	2,819,871	2,819,871	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております
2. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は84千円であります。

当中間連結会計期間(2025年 3 月31日)

投資有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	1,582,604	1,582,604	—
資産計	1,582,604	1,582,604	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております
2. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は84千円であります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	2,819,871	—	—	2,819,871
資産計	2,819,871	—	—	2,819,871

当中間連結会計期間（2025年3月31日）

投資有価証券に含まれる項目のうち、時価で中間連結貸借対照表に計上している株式の時価のレベルごとの金額について、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	1,582,604	—	—	1,582,604
資産計	1,582,604	—	—	1,582,604

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（2024年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,819,871	2,585,201	234,670
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—

合計	2,819,871	2,585,201	234,670
----	-----------	-----------	---------

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額84千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(2025年3月31日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの 株式	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの 株式	1,582,604	2,585,201	△1,002,597
合計	1,582,604	2,585,201	△1,002,597

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額84千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、M&A関連サービス事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループは、M&A関連サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	35円05銭	90円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	1,113,195	2,877,126
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	1,113,195	2,877,126
普通株式の期中平均株式数(株)	31,758,602	31,758,602
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	34円55銭	89円22銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	463,810	489,432
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	2022年11月15日取締役会決議 第15回新株予約権 新株予約権の数 1,763個 (普通株式 176,300株) 第15回新株予約権は、権利不確定により失効しております。 2022年11月15日取締役会決議 第16回新株予約権 新株予約権の数 37個 (普通株式 3,700株) 第16回新株予約権は、権利不確定により失効しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月15日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 亮 悟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 学

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているM&Aキャピタルパートナーズ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され

る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。